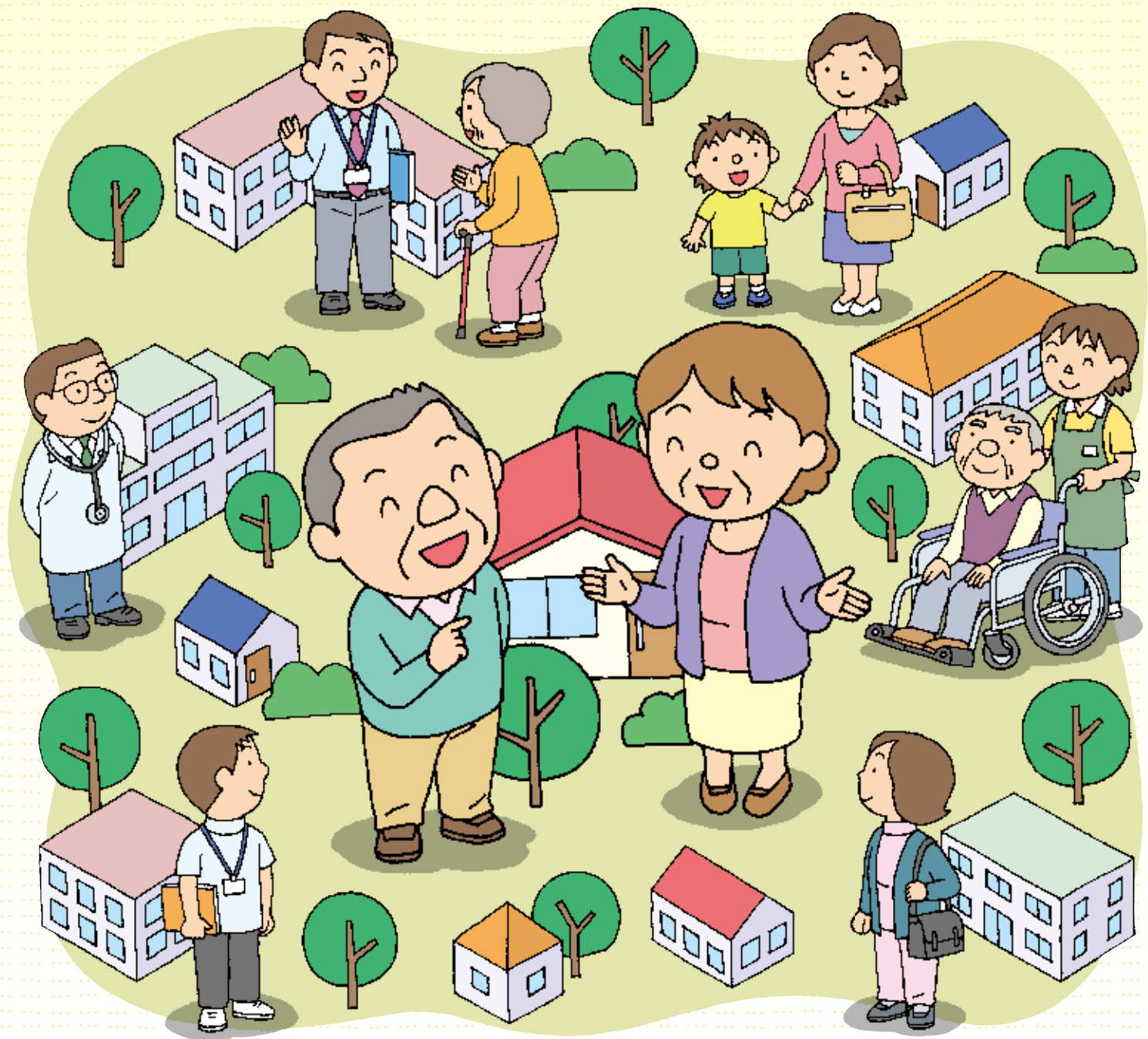
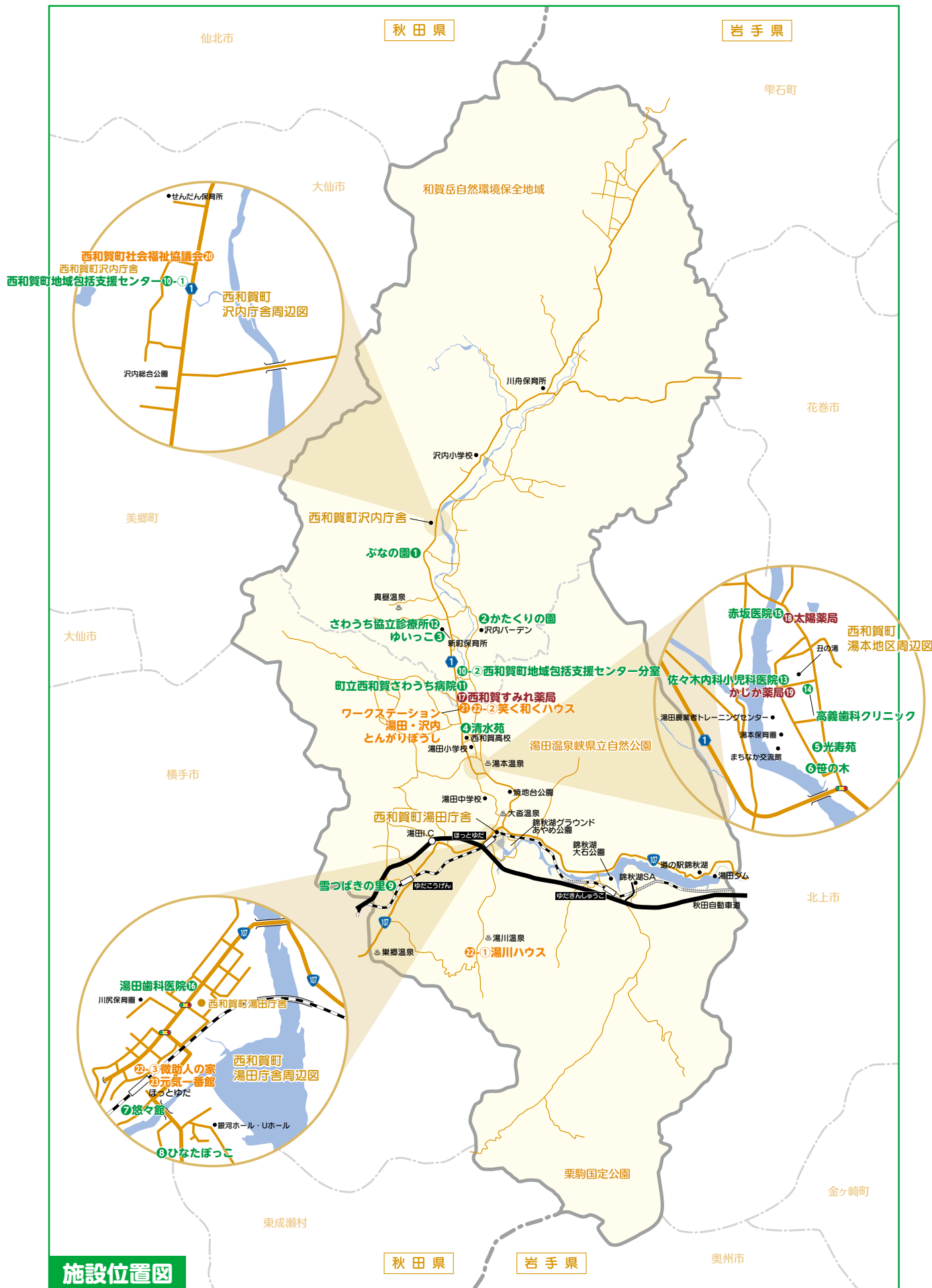


介護保険

いつまでも このまちで



西和賀町

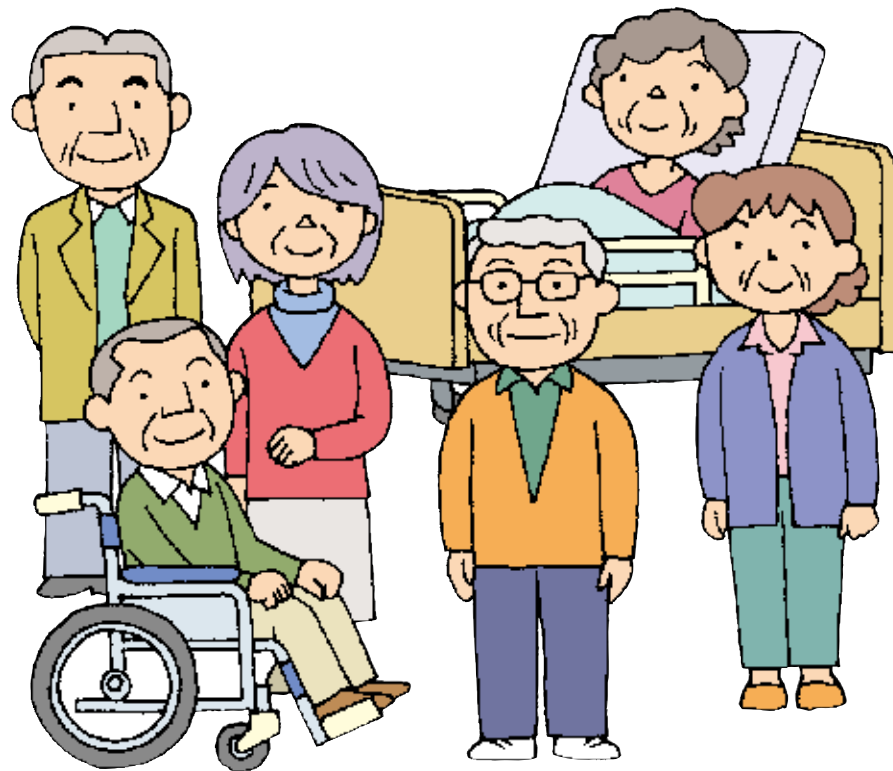


施設位置図

UD FONT by MORISAWA ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

もくじ

●介護保険のしくみ	5
●サービスの利用手順	6
●要介護1～5の人が利用できるサービス	8
●要支援1・2の人が利用できるサービス	13
●地域密着型サービス	15
●介護予防・日常生活支援総合事業	16
●介護保険料	18
●利用者の負担	21
●町内の施設の紹介	22

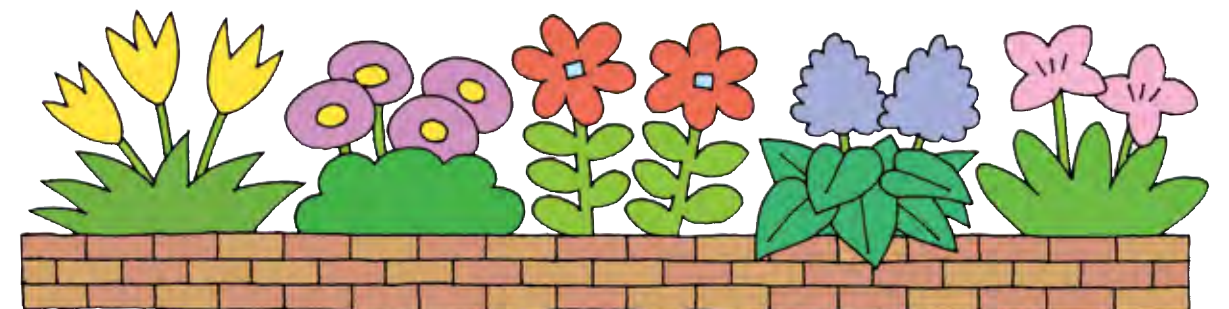


令和6年4月から

- 令和6～8年度（第9期）の介護保険料が決まりました
- 介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者にも、介護予防ケアプランの作成を依頼できるようになりました
介護予防・生活支援サービス事業のみ利用の場合は、引き続き地域包括支援センターに依頼します。
- 介護報酬が改定されました（一部のサービスは令和6年6月から）
報酬改定にともない、サービスを利用するときに支払う利用者負担の金額も変わりました。訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、訪問看護、通所リハビリテーションについては、令和6年6月から変わりました。
- 福祉用具の一部は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できるようになりました
対象となる福祉用具は、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）と多点杖です。

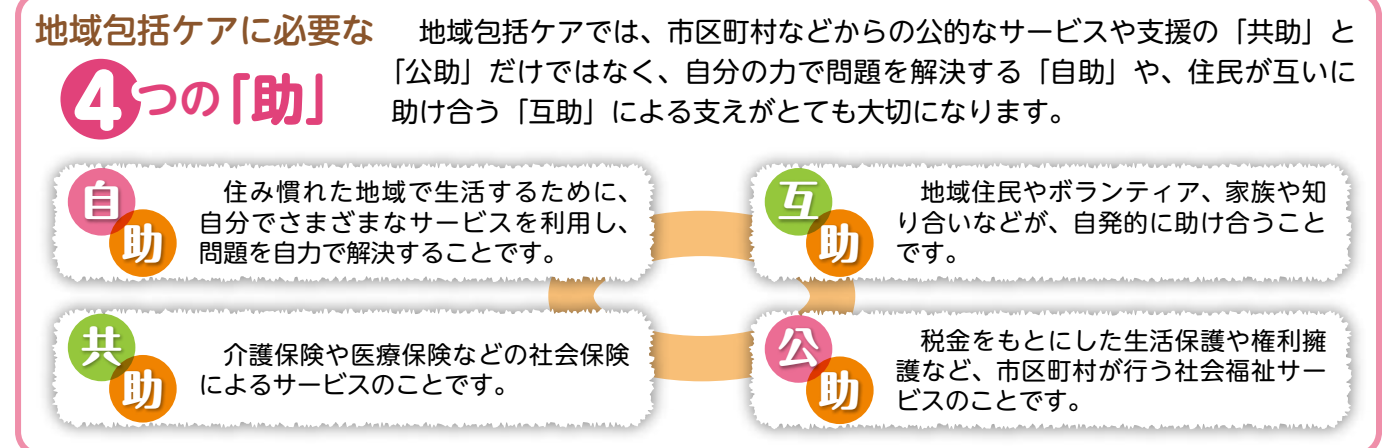
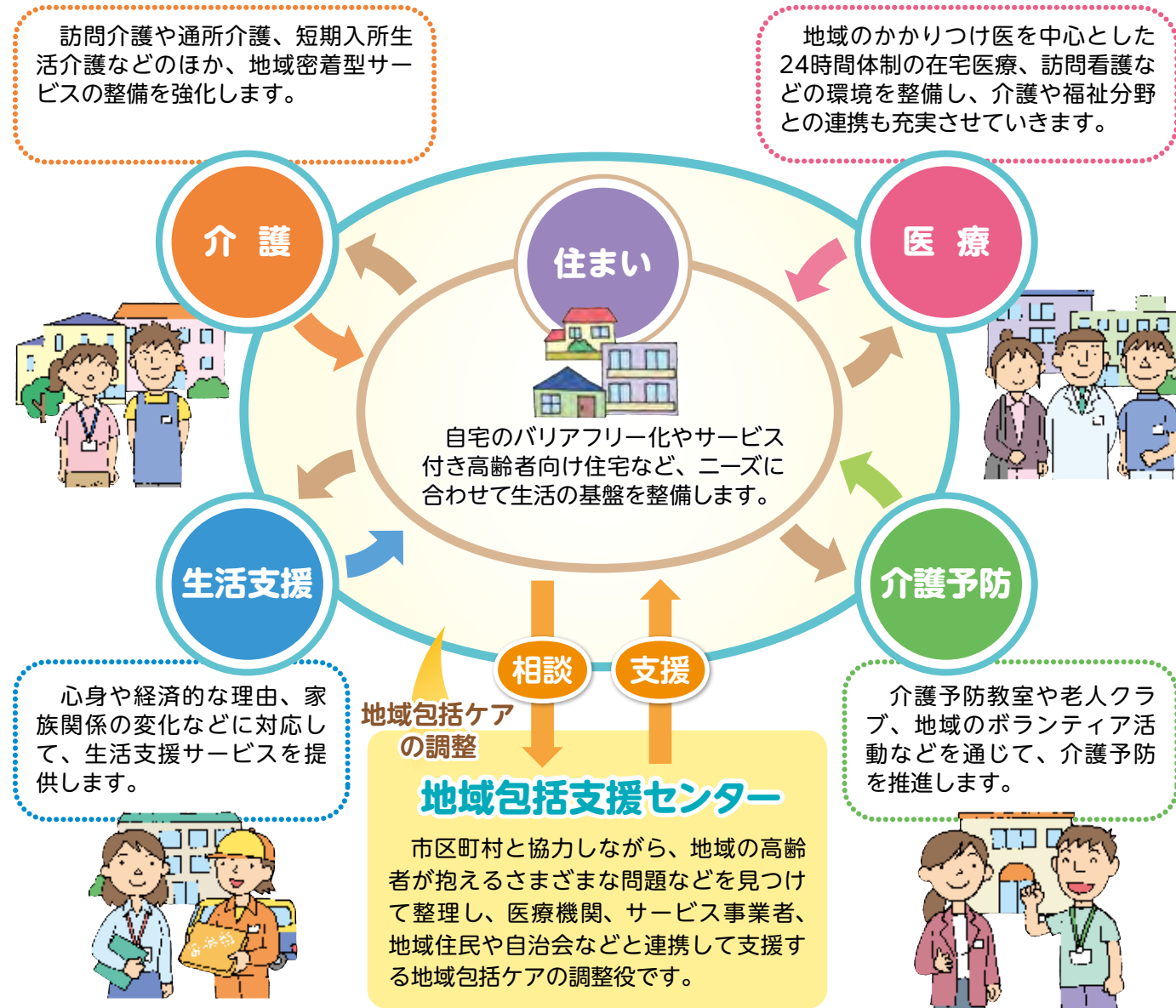
令和6年8月から

- 介護保険施設を利用したときの居住費等の基準費用額が変わります



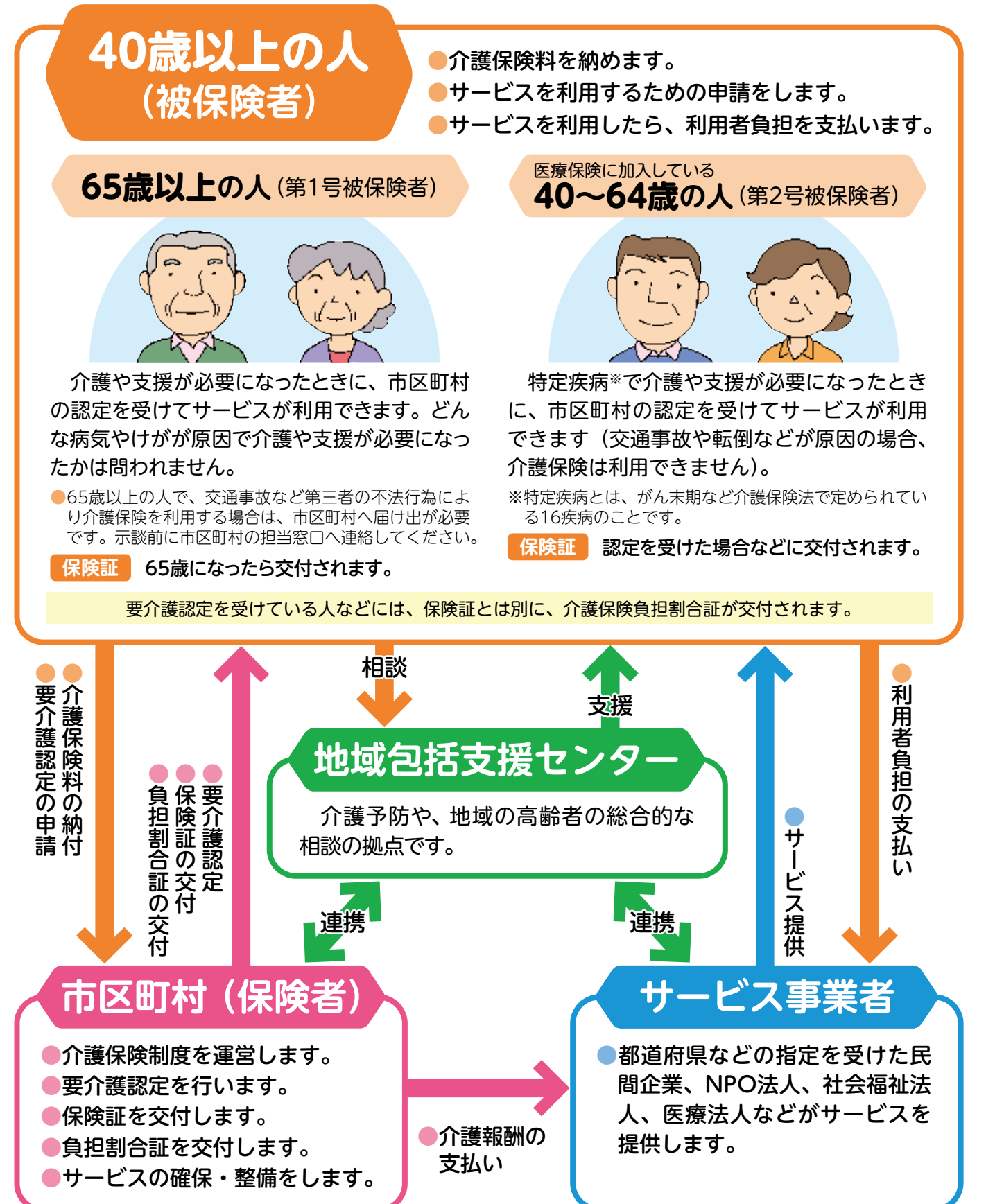
住み慣れた地域での暮らしを支える「地域包括ケア」

地域包括ケアシステム（地域包括ケア）は、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するシステムです。必要とされるサービスを切れ目なく提供していくことで、地域に住む高齢者の生活を支えます。おおむね30分以内にサービスが提供できる日常生活圏を想定しています。



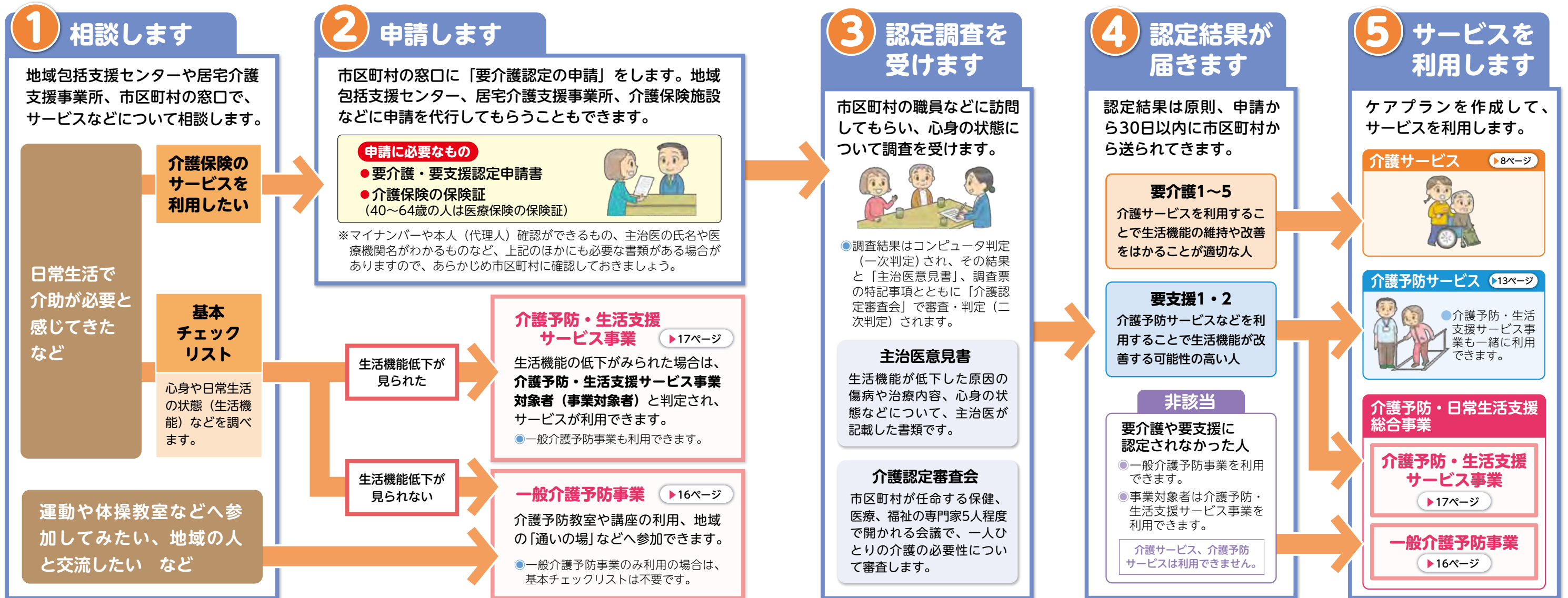
介護保険のしくみ

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって介護保険料を納め、介護が必要となったときには費用の一部を支払ってサービスが利用できるしくみです。



サービスの利用手順

まず、近くの地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、住んでいる市区町村の窓口で相談しましょう。



ケアプランについて

●ケアプランの作成費用は介護保険が全額負担するため、利用者負担はありません。

サービスを利用するために必要な計画書をケアプランといいます。認定結果が通知されたのち、居宅介護支援事業者または地域包括支援センター（要支援1・2）に依頼して作成してもらいます。利用者の心身の状況や改善点などに基づいて決められたサービス内容や利用回数などが記載されています。

要介護1～5に認定された人

要支援1・2に認定された人

居宅介護支援事業者 に依頼

ケアマネジャーが在籍する事業者です。ケアプランの作成、要介護認定申請の代行、サービス事業者との連絡や調整などを行います。



ケアマネジャー

地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業者※ に依頼

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが住み慣れたまちで安心して暮らしていけるように、介護、福祉、健康、医療など、さまざまな面から高齢者やその家族を支えている機関です。

※介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者に限ります。介護予防・生活支援サービス事業のみ利用する場合は、地域包括支援センターに依頼します。令和6年4月から



保健師等

●施設に入所して利用するサービス（施設サービス等）は、入所施設のケアマネジャーがケアプランを作成します。施設サービス等以外でも、サービスによっては利用する事業所でケアプランを作成する場合があります。

例 ケアプラン作成の流れ（要介護1～5の場合）

依頼する居宅介護支援事業者を決めて、市区町村へ「居宅サービス計画作成依頼届出書」を提出します。

ケアマネジャーが利用者宅を訪問し、利用者や家族と話し合って課題を分析します。

ケアプラン原案が作成され、サービス担当者会議、利用者の同意を経て完成します。

介護サービス



サービス事業所を検索してみましょう

さまざまな条件を比較・検討してサービス事業所を探せる「介護サービス情報公表システム」があります。インターネットでいつでも情報を入手できますので、ぜひご活用ください。

参考

介護サービス情報公表システム (<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>)

介護サービス事業所を手軽に検索できるスマートフォンアプリ「介護事業所ナビ」もダウンロードできます。



要介護1～5の人が利用できるサービス

★利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかに、サービスの利用内容や地域による加算、居住費等・食費・日常生活費がかかる場合があります。

★共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でも、介護保険のサービスが利用できます。

令和6年4月から 利用者負担のめやすが変更されました。訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、訪問看護、通所リハビリテーションについては、令和6年6月に変更されました。

在宅サービス

訪問してもらう

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事や掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助をします。

対象とならないもの

- 毎日の除雪
- 庭の草むしりやペットの散歩
- 安否確認の見守り
- 利用者以外のためのお手伝い
- 治療食の提供
- 夜間介護
- 世間話等の話し相手

●利用者負担のめやす

身体介護中心 (20分以上30分未満の場合)	244円
生活援助中心 (20分以上45分未満の場合)	179円

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、持参した浴槽で入浴介護をします。



●利用者負担のめやす

1回	1,266円
----	--------

訪問リハビリテーション

医師が必要と認めた場合に理学療法士や作業療法士が居宅を訪問し、リハビリテーションをします。



●利用者負担のめやす

1回 (20分以上サービスを行った場合)	308円
-------------------------	------

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす

(単一建物居住者1人に対して行う場合)

医師が行う場合(月2回まで)	515円
----------------	------

訪問看護

疾患などを抱えている人について、医師が必要と認めた場合に看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助をします。



●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションから訪問 (30分未満の場合)	471円
病院または診療所から訪問 (30分未満の場合)	399円

施設に通う

通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りです。



●利用者負担のめやす

(通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合)

要介護 1	658円
要介護 5	1,148円

※送迎を含む。

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関などで、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りです。



●利用者負担のめやす

(通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合)

要介護 1	762円
要介護 5	1,379円

※送迎を含む。

短期間、施設に入所する

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所している人に、食事、入浴などの介護や機能訓練などをします。

●利用者負担のめやす

(併設型・多床室の場合・1日)

要介護 1	603円
要介護 5	884円

短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所している人に、医学的管理のもとでの介護や機能訓練、医師の診療などをします。

●利用者負担のめやす

(多床室の場合・1日)

要介護 1	830円
要介護 5	1,052円

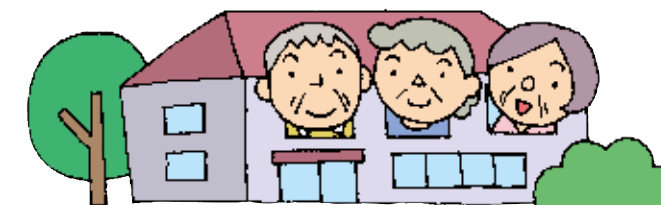
特定施設で利用する

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどの特定施設に入居している人に、日常生活上の支援や介護を提供します。

●利用者負担のめやす(1日)

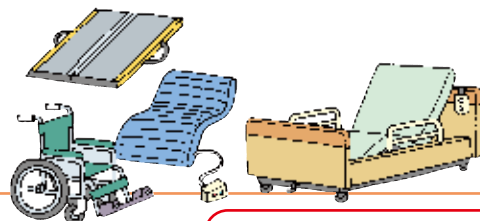
要介護 1	542円
要介護 5	813円



生活する環境を整える []内は介護予防サービスの名称です。

福祉用具貸与 [介護予防福祉用具貸与]

日常生活の自立を助ける福祉用具を借りられます。



- 車いす（車いす付属品を含む）★
- 特殊寝台（特殊寝台付属品を含む）★
- 床ずれ防止用具★
- 体位変換器★
- 手すり（工事をとまなわないもの）
- スロープ（工事をとまなわないもの）
- 歩行器
- 歩行補助つえ
- 認知症老人徘徊感知機器★
- 移動用リフト（つり具を除く）★
- 自動排泄処理装置◆

★の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1の人は利用できません。
◆の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1～3の人は利用できません。
(ただし、尿のみを吸引するものは、要支援1～要介護3の人も利用できます)

令和6年4月から

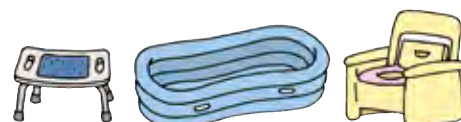
下線の福祉用具のうち、
●固定用スロープ
●歩行器（歩行車を除く）
●単点杖（松葉づえを除く）と多点杖
は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できます。
購入する場合は、特定福祉用具販売として利用します。利用方法は、福祉用具専門相談員やケアマネジャーの説明や提案を受けて、よく検討して決めましょう。

●利用者負担について

用具の種類や事業者により金額は変わります。支給限度額（P21参照）が適用されます。
※商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。

特定福祉用具販売 [特定介護予防福祉用具販売]

申請が必要です



下記の福祉用具を都道府県などの指定事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

- 腰掛便座
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 排泄予測支援機器
- 移動用リフトのつり具
- 入浴補助用具
- 簡易浴槽

令和6年4月から

下記の福祉用具は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できます。
●固定用スロープ ●歩行器（歩行車を除く）
●単点杖（松葉づえを除く）と多点杖

●利用者負担について

いったん利用者が全額負担します。あとで領収書などを添えて市区町村に申請すると、同年度で10万円を上限に利用者負担分を除いた額が支給されます。

住宅改修費支給 [介護予防住宅改修費支給]

事前の申請が必要です

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、費用が支給されます。

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 滑りの防止および移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更
- 洋式便器などへの便器の取り替え

※上記の改修に伴って必要となる工事も対象になります。



●利用者負担について

いったん利用者が全額負担します。あとで市区町村に申請すると、20万円を上限に利用者負担分を除いた額が支給されます。

施設サービス

要支援の人は、施設サービスは利用できません。

施設に入所する

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で自宅での生活が困難な人に、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や介護を行います。

●新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。

●利用者負担のめやす（多床室の場合・1日）

要介護 1	589円
要介護 5	871円

介護老人保健施設（老人保健施設）

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアや介護を行います。

●利用者負担のめやす（多床室の場合・1日）

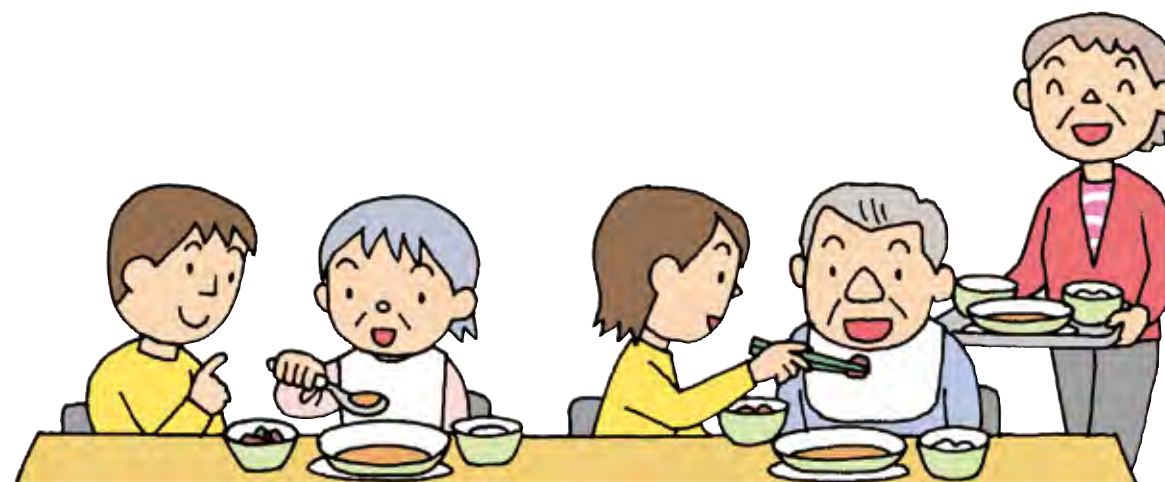
要介護 1	793円
要介護 5	1,012円

介護医療院

長期の療養を必要とする人に、医療と日常生活上の介護を一体的に行います。

●利用者負担のめやす（多床室の場合・1日）

要介護 1	833円
要介護 5	1,375円



施設に入所した場合の利用者負担

介護保険施設に入所した場合は、下の①～④が利用者の負担となります。

① サービス費用の1割、2割、または3割



+

② 居住費等



+

③ 食費



+

④ 日常生活費

- 身の回り品の費用
- 教養娯楽費 など

利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。

■基準費用額：施設における1日あたりの食費・居住費等の平均的な費用を勘案して定める額

- 居住費等：ユニット型個室 2,006円 **【2,066円】** 令和6年8月から 居住費等が【 】内の金額に変わります。
ユニット型個室の多床室 1,668円 **【1,728円】**
従来型個室 1,668円 **【1,728円】**（介護老人福祉施設または短期入所生活介護は 1,171円 **【1,231円】**）
多床室 377円 **【437円】**（介護老人福祉施設または短期入所生活介護は 855円 **【915円】**）
- 食費：1,445円

低所得の人の居住費等・食費の負担軽減

低所得の人が経済的理由で施設利用が困難とならないように、申請により居住費等・食費は下表の負担限度額までの利用者負担となります。超えた分は「特定入所者介護（予防）サービス費」として介護保険から給付されます。



●負担限度額【1日あたり】 令和6年8月から 居住費等が【 】内の金額に変わります。

利用者負担段階		居住費等				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者生活保護の受給者	820円 【880円】	490円 【550円】	490円 (320円) 【550円】 【380円】	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円以下の人	820円 【880円】	490円 【550円】	490円 (420円) 【550円】 【480円】	370円 【430円】	390円	600円
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の人	1,310円 【1,370円】	1,310円 【1,370円】	1,310円 (820円) 【1,370円】 【880円】	370円 【430円】	650円	1,000円
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が120万円超の人	1,310円 【1,370円】	1,310円 【1,370円】	1,310円 (820円) 【1,370円】 【880円】	370円 【430円】	1,360円	1,300円

●介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額になります。

●次の①②のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護（介護予防）サービス費は支給されません。

①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税の場合

②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も住民税非課税）でも、預貯金等が下記の場合

利用者負担段階が

- 第1段階：単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える
- 第2段階：単身 650万円、夫婦1,650万円を超える
- 第3段階①：単身 550万円、夫婦1,550万円を超える
- 第3段階②：単身 500万円、夫婦1,500万円を超える

※第2号被保険者は、利用者負担段階にかかわらず単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合は支給されません。

※生活保護の受給者は、預貯金等の要件はありません。

要支援1・2の人が利用できるサービス

★利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかに、サービスの利用内容や地域による加算、滞在費・食費・日常生活費がかかる場合があります。

★共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でも、介護保険のサービスが利用できます。

令和6年4月から 利用者負担のめやすが変わりました。介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーションについては、令和6年6月に変更されました。

「訪問型サービス」と「通所型サービス」は、市区町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」で提供されています。詳しくは17ページをご覧ください。

訪問してもらう

介護予防訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、持参した浴槽で入浴介護をします。



●利用者負担のめやす

1回	856円
----	------

介護予防訪問リハビリテーション

医師が認めた場合に理学療法士や作業療法士に訪問してもらい、リハビリテーションをします。

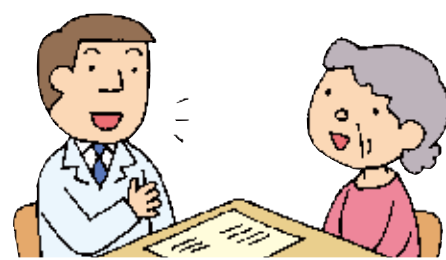


●利用者負担のめやす

1回 (20分以上サービスを行った場合)	298円
-------------------------	------

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす

(単一建物居住者1人に対して行う場合)

医師が行う場合(月2回まで)	515円
----------------	------

介護予防訪問看護

医師が必要と認めた場合に看護師などが訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助をします。



●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションから訪問 (30分未満の場合)	451円
病院または診療所から訪問 (30分未満の場合)	382円

施設に通う

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーション、目標に合わせた栄養改善、口腔機能向上のサービスを行います。

●利用者負担のめやす(1か月につき)

要支援 1	2,268円
要支援 2	4,228円

※送迎、入浴を含む。

短期間、施設に入所する

※連続した利用が30日を超えた場合、31日は全額利用者負担となります。

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所している人に、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などをします。



●利用者負担のめやす(併設型・多床室の場合・1日)

要支援 1	451円
要支援 2	561円

介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所している人に、介護予防を目的とした医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などをします。



●利用者負担のめやす(多床室の場合・1日)

要支援 1	613円
要支援 2	774円

特定施設で利用する

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどの特定施設に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。

●利用者負担のめやす(1日)

要支援 1	183円
要支援 2	313円

介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具購入

▶ P10をご覧ください

介護予防住宅改修費支給

▶ P10をご覧ください

地域密着型サービス

[]内は地域密着型介護予防サービスの名称です。

住み慣れた地域で生活をするための、地域の特性に応じたサービスです。市区町村により実施サービスは異なります。原則として他市区町村のサービスは利用できません。

★利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかに、サービスの利用内容や地域による加算、居住費等・食費、日常生活費がかかる場合があります。

★共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でも、介護保険のサービスが利用できます。

令和6年4月から 利用者負担のめやすが変わりました。

多機能なサービス

小規模多機能型居宅介護[介護予防小規模多機能型居宅介護]

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを行います。

●利用者負担のめやす(1か月)

要支援 1	3,450円
要支援 2	6,972円
要介護 1	10,458円
要介護 5	27,209円



認知症の人向けのサービス

認知症対応型通所介護[介護予防認知症対応型通所介護]

認知症の人を対象に、食事や入浴などの日常生活上の支援のほか、専門的なケアを日帰りで行います。

●利用者負担のめやす

(単独型・7時間以上8時間未満の場合)

要支援 1	861円
要支援 2	961円
要介護 1	994円
要介護 5	1,427円

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

[介護予防認知症対応型共同生活介護]

認知症の人が、共同生活をする住宅でスタッフの介護を受けながら、食事や入浴などの介護や支援、機能訓練をします。

●利用者負担のめやす

(ユニット数1の場合・1日)

要支援 2	761円
要介護 1	765円
要介護 5	859円

※要支援1の人は利用できません。

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護は、現在西和賀町ではサービスを行っていません。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、市区町村が行う介護予防の取り組みです。「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分かれています。

◎一般介護予防事業

利用できる人 65歳以上の人

一般介護予防事業は、65歳以上でおもに自立した生活が送れている人の介護予防を目的とした事業です。サービスを利用するだけでなく、本人が地域のボランティアとしてサービスを提供する役割を担うことなども期待されています。

主な一般介護予防事業

介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報を活用して、閉じこもりなど何らかの支援が必要な人を把握して、介護予防活動への参加を促します。



介護予防普及啓発事業

介護予防に関するパンフレットの配布や講座・講演会などの開催などによって、自立した生活のための介護予防活動の重要性を周知します。



地域介護予防活動支援事業

地区の公民館等を活用して、健康管理、運動指導、レクリエーション等を行い、閉じこもり予防やうつ対策につながる支援、除雪や買い物などの生活支援を行います。



地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みをより強化するために、リハビリテーション専門職などが、訪問や通所サービス、地域ケア会議、地域住民主体の介護予防活動の場などに参加して助言や指導などをします。



◎介護予防・生活支援サービス事業

利用できる人 要支援1・2の人

介護予防・生活支援サービス事業対象者
(基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられた人)

訪問型サービス

ホームヘルパーや地域住民、ボランティアなどが訪問して、日常生活でのさまざまな生活援助などのサービスを行います。

たとえば…

- ホームヘルパーが居宅を訪問し、調理や洗濯などの生活援助をします。
- 地域住民やボランティアが主体となり、ごみ出しなどの生活援助をします。
- 体力の改善が必要な場合に、保健師などが相談指導をします。



通所型サービス

通所介護施設で食事・入浴などの支援や生活機能を向上させるための機能訓練などを行います。また、趣味などを通じた高齢者の集いの場を提供します。

たとえば…

- 通所介護施設で、日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援をします。
- 地域住民やボランティアが主体となり、レクリエーションや運動などの自主的な通いの場を提供します。
- 生活機能を改善するために、保健・医療の専門家が運動器の機能向上や、栄養改善などの短期的な指導をします。



その他の生活支援サービス

栄養摂取や食事の調理に支障のある高齢者の栄養改善を目的とした配食サービスや、安否確認が取りにくいひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などへの見守りサービスなどを行います。

たとえば…

- 栄養改善を目的とした配食サービスとともに見守りをします。
- 地域住民やボランティアが主体となり、定期的な訪問により見守りをします。
- 訪問型サービスや通所型サービスと一体的に提供する自立支援に役立つ生活支援をします。

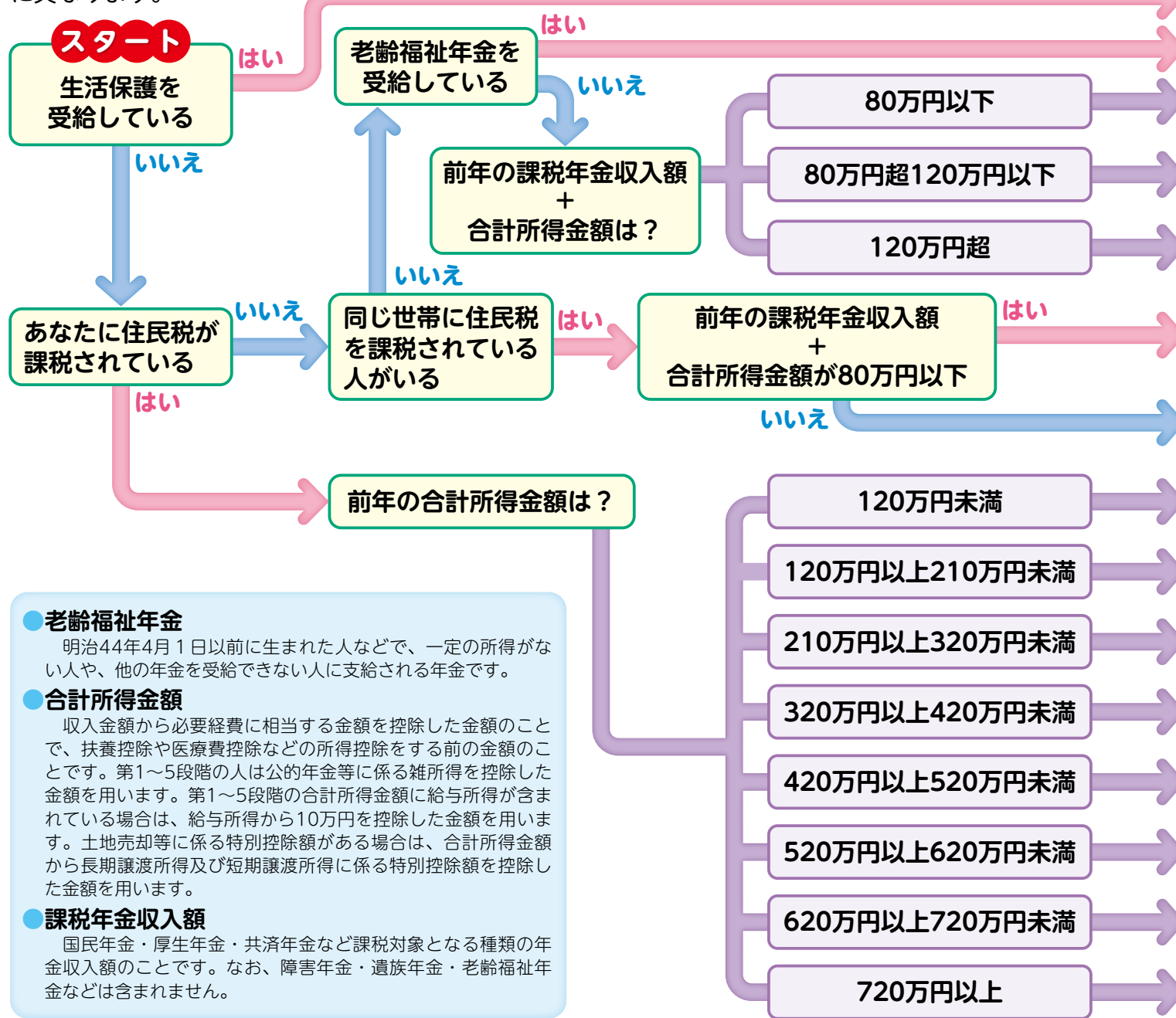


※要支援1・2の人や介護予防・生活支援サービス事業対象者以外の人でも利用できる場合があります。

介護保険料

●65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の人介護保険料は、サービスにかかる費用などから算出された基準額をもとに、所得に応じて段階別に決まります。サービスにかかる費用は市区町村ごとに違うため、保険料も市区町村ごとに異なります。



●老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

●合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことです。第1～5段階の人は公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

●課税年金収入額

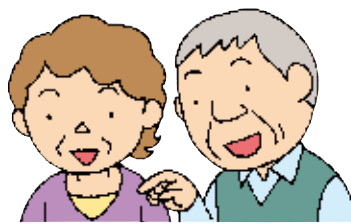
国民年金・厚生年金・共済年金など課税対象となる種類の年金収入額のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

基準額
(年額)

＝ 市区町村で
介護保険給付に
かかる費用

× 65歳以上の
人の負担分
(23%)

÷ 市区町村の
65歳以上の
人数



所得段階	対象者	保険料率	月額保険料	年額保険料
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が、80万円以下の方	基準額×0.285※	2,317円	27,800円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が、80万円超120万円以下の方	基準額×0.485※	3,933円	47,200円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が、120万円を超える方	基準額×0.685※	5,550円	66,600円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.900	7,292円	87,500円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額	8,100円	97,200円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	9,725円	116,700円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	10,533円	126,400円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	12,150円	145,800円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.70	13,775円	165,300円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.80	14,583円	175,000円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×1.90	15,392円	184,700円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.00	16,200円	194,400円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.10	17,017円	204,200円

※介護保険法の改正により、世帯非課税の低所得者について、別枠で公費による保険料軽減を行います。

新第1段階0.445→0.285、新第2段階0.685→0.485、新第3段階0.69→0.685

●保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

介護保険 Q & A

Q 介護保険を利用していないので、介護保険料は納めなくてもよいですか？

A 利用の有無にかかわらず、原則として40歳以上の方は全員が介護保険料を納めます。介護保険制度は支え合いの制度です。また、いまは介護保険を利用していなくても、今後もし介護や支援が必要になったときに安心してサービスが利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。

Q 介護保険料の納付方法を自分で選びたいのですが？

A 納め方を個人で選択することはできません。介護保険料の納付方法は、年金の受給額によって法律で決められています。市区町村からの通知にしたがって決められた方法で納付をお願いします。

Q 65歳になる年の介護保険料は、どのようなになりますか？

A 40～64歳の介護保険料は、医療保険の保険料に含まれる形で納めましたが、65歳になる月（65歳の誕生日の前日がある月）からは、介護保険料単独で納めます。

国民健康保険に加入している人の場合、64歳の介護保険料は「4月～65歳になる月の前月までの分」を年度末までの納期に分けて納めます。そのため、「64歳の介護保険料の納付期間」と「65歳の介護保険料の納付期間」が重なりますが、二重に納めていくわけではありません。



●介護保険料の納め方

年金の受給額によって、2通りの納め方があります。

●老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が年額18万円以上の人

▶特別徴収…年金から差し引かれます ※老齢福祉年金などは、特別徴収の対象となりません。

年金の定期支払いの際に、年金の受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

年間保険料は6月以降に確定します。そのため、前年度から継続して特別徴収の人は、4・6・8月は暫定的に前年度2月と同額を納めます（仮徴収）。10・12・2月は、確定した年間保険料から、仮徴収分を差し引いた額を納めます（本徴収）。

前年度	本年度					
2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
本徴収	仮徴収			本徴収		

前年度2月と同額を納めます。

年間保険料から仮徴収分を差し引いた額を納めます。

■年金が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納める場合があります

- 新たに65歳（第1号被保険者）になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合
- 年度途中で年金の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 他の市区町村から転入した場合

●老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が年額18万円未満の人

▶普通徴収…納付書で納めます

市区町村から納付書が送られてくるので、記載された期日までに金融機関などを通じて納めます。

■安心・便利な口座振替を利用しましょう！

保険料の納付は口座振替がおすすめです。納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。右記のものを持って、指定の金融機関でお申し込みください。

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 通帳届け出印



※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としできなかったなどの場合は、納付書で納めることになります。

●保険料を納めないでいると

特別な事情がないのに保険料を滞納すると、次のような措置がとられます。

納期限を過ぎると	督促や催告が行われます。延滞金などを徴収される場合があります。
1年以上滞納すると	サービスを利用したときの費用がいったん全額利用者負担になります。申請により、後で保険給付分が支払われます。
1年6か月以上滞納すると	サービスを利用したときの費用がいったん全額利用者負担になります。申請しても保険給付分の一部または全部が差し止めとなり、滞納している保険料分にあてられる場合があります。
2年以上滞納すると	サービスを利用したときの利用者負担の割合が引き上げられ、高額介護サービス費等が受けられなくなります。

災害などの特別な事情があると認められたときは、保険料の減免や徴収の猶予を受けられることがあります。納付が難しいときは、担当窓口までご相談ください。

利用者の負担

サービスを利用した場合、かかった費用のうち利用者負担の割合分（1割、2割、または3割）を事業者に支払います。

利用者負担の割合	対象となる人
3割	次の①②の両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上
2割	3割に該当しない人で、次の①②の両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上
1割	上記以外の人 住民税非課税の人、生活保護の受給者、第2号被保険者は上記にかかわらず1割負担です。



●介護保険で利用できる額には上限があります

おもな在宅サービスは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、サービス費用の1割、2割、または3割で利用できますが、上限を超えてサービスを利用した場合は超えた分は全額利用者の負担となります。

介護予防・生活支援サービス事業対象者は、原則として要支援1と同額の支給限度額です。

■おもな在宅サービスなどの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

上記は標準地域の金額で、地域差は勘案していません。

●利用者負担が高額になったとき

介護保険のみ高額になった場合

同じ月に利用した介護保険のサービスの利用者負担を合算（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合算）して、上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護（予防）サービス費」として後から支給されます。

利用者負担段階区分	上限額（月額）
●課税所得690万円以上	世帯 140,100円
●課税所得380万円以上690万円未満	世帯 93,000円
●課税所得145万円以上380万円未満	世帯 44,400円
●一般（住民税課税世帯で上記3区分に該当しない場合）	世帯 44,400円
●住民税世帯非課税等	世帯 24,600円
●老齢福祉年金の受給者 ●課税年金収入額およびその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	個人 15,000円
●生活保護の受給者	個人 15,000円
●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	世帯 15,000円

介護保険と医療保険の両方が高額になった場合

介護保険と医療保険の両方の負担額（介護保険、医療保険それぞれの限度額を適用後の負担額）を年間（8月～翌年7月）で合算し高額になったときは、限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。支給対象となる人は医療保険の窓口申請してください。

町内の施設の紹介

R6. 4. 1現在

介護保険事業者

①社会福祉法人やすらぎ会 特別養護老人ホームぶなの園・デイサービスセンターぶなの園 ホームヘルプステーションぶなの園・西和賀介護相談室

〒029-5614 西和賀町沢内字太田2地割135番地
電話 0197-85-2322 FAX 0197-85-2317 (ぶなの園)
電話 0197-85-2319 FAX 0197-85-2317 (介護相談室)
ホームページ: <https://yasuragikai.com/>

サービス内容

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 利用定員50名
- 短期入所生活介護(ショートステイ) 利用定員10名
- 認知症対応型通所介護 利用定員10名 ●訪問介護(ホームヘルプ) ●居宅介護・予防支援 ●訪問型サービス



②社会福祉法人やすらぎ会 デイサービスセンターかたくりの園 高齢者生活福祉センター かたくりの園

〒029-5612 西和賀町沢内字大野17地割140番地1
電話 0197-85-3388 FAX 0197-85-3389
ホームページ: <https://yasuragikai.com/>

サービス内容

- 通所介護(デイサービス) 利用定員30名
- 通所型サービス
- 西和賀町生活支援ハウス 利用定員10名(介護保険給付外)



③特定非営利活動法人ゆいっこ 介護ステーションゆいっこグループホーム 介護ステーションゆいっこ小規模多機能ホーム

〒029-5611 西和賀町沢内字新町4地割32番地1
電話 0197-85-3105 FAX 0197-85-3107
ホームページ: <https://www.iwate-tanaken.com/yuikko/>

サービス内容

- 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 利用定員9名
- 小規模多機能型居宅介護 登録定員25名
- 短期利用居宅介護(ショートステイ)



④社団医療法人康生会 介護老人保健施設清水苑

〒029-5503 西和賀町清水ヶ野18地割167番地1
電話 0197-82-3301 FAX 0197-82-3303 (事務室)、81-1033 (相談室)
電話 0197-81-1020 (清水苑通所リハビリテーション直通)
ホームページ: <https://www.kouseikai2.jp/seisuien/>

サービス内容

- 介護老人保健施設 利用定員81名
- 短期入所療養介護(ショートステイ)
- 通所リハビリテーション(デイケア) 利用定員19名



⑤社会福祉法人光寿会 特別養護老人ホーム光寿苑

〒029-5505 西和賀町湯本30地割76番地1
電話 0197-84-2526 FAX 0197-82-2802
ホームページ: <https://www.koujyukai.or.jp>

サービス内容

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 利用定員52名
- 短期入所生活介護(ショートステイ) 利用定員8名
- 配食サービス(介護保険給付外)



⑥医療法人社団真心会 グループホーム笹の木

〒029-5505 西和賀町湯本30地割74番地8
電話 0197-84-2284 FAX 0197-84-2284

サービス内容

- 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 利用定員9名
- 短期利用認知症対応型共同生活介護
- 認知症対応型通所介護(共用型) 利用定員3名



⑦社会福祉法人西和賀町社会福祉協議会 ケアプランにしわが・デイサービスにしわが ホームヘルプにしわが・訪問入浴にしわが 西和賀町地域包括支援センターブランチ(相談窓口) 高齢者生活福祉センター悠々館

〒029-5512 西和賀町川尻40地割73番地82 電話 0197-84-2161 FAX 0197-82-3572
ホームページ: <https://nishi-shakyo.net/>

サービス内容

- 通所介護(デイサービス) 利用定員30名
- 訪問介護(ホームヘルプ) ●訪問入浴介護
- 居宅介護・予防支援 ●通所型サービス ●訪問型サービス
- 西和賀町生活支援ハウス 利用定員14名(介護保険給付外)



⑧社会福祉法人光寿会 小規模多機能ホームひなたぼっこ

〒029-5511 西和賀町上野々39地割180番地
電話 0197-81-1313 FAX 0197-82-3939
ホームページ: <https://www.koujyukai.or.jp>

サービス内容

- 小規模多機能型居宅介護 登録定員18名



⑨特定非営利活動法人新田郷コミュニティ雪つばきの里 小規模多機能ホーム雪つばきの里

〒029-5523 西和賀町越中畑64地割1番地20
電話 0197-72-7450 FAX 0197-72-7451
ホームページ: <https://www.nisiwaga.net/yukitsubaki/>

サービス内容

- 小規模多機能型居宅介護 登録定員25名



⑩西和賀町地域包括支援センター

サービス内容

- 特定高齢者介護予防 ● 介護予防ケアマネジメント
- 高齢者の総合相談・権利擁護 ● 包括的・継続的ケアマネジメント

①本 所 〒029-5692 西和賀町沢内字太田2地割81番地1
電話 0197-85-3412 FAX 0197-85-2119

②分 室 〒029-5612 西和賀町沢内字大野13地割3番地12（町立西和賀さわうち病院内）
電話 0197-85-3137 FAX 0197-85-3139

⑪町立西和賀さわうち病院

〒029-5612 西和賀町沢内字大野13地割3番地12
電話 0197-85-3131 FAX 0197-85-3135（病院事務室）

サービス内容

- 訪問看護
- 居宅療養管理指導
- 訪問リハビリテーション
- 通所リハビリテーション



⑫医療法人社団真心会 佐々木内科小児科医院

〒029-5505 西和賀町湯本30地割80番地8
電話 0197-84-2352 FAX 0197-82-2473

サービス内容

- 居宅療養管理指導



⑬高義歯科クリニック

〒029-5505 西和賀町湯本30地割84番地4
電話 0197-84-2333 FAX 0197-84-2336

サービス内容

- 居宅療養管理指導



■その他の福祉施設

⑭社会福祉法人 西和賀町社会福祉協議会

〒029-5614 西和賀町沢内字太田1地割30番地（西和賀町青年女性会館内）
電話 0197-85-3225 FAX 0197-85-3234

⑮社会福祉法人潤沢会 ワークステーション湯田・沢内 地域活動支援センターとんがりぼうし

〒029-5612 西和賀町沢内字大野13地割28番地4
電話 0197-85-2019 FAX 0197-81-2015
ホームページ：<http://juntakukai.com>

サービス内容

- 就労継続支援（B型） 利用定員20名
- 地域活動支援事業 利用定員20名
- 生活介護 利用定員20名
- 配食サービス（介護保険給付外）



⑯社会福祉法人潤沢会

- 共同生活援助事業所（グループホーム）及び短期入所事業所

- ①湯川ハウス 共同生活援助利用定員7名
〒029-5514 西和賀町湯川52地割134番地 電話・FAX 0197-81-1710
- ②笑く和くハウス 共同生活援助利用定員6名、短期入所利用定員2名
〒029-5612 西和賀町沢内字大野13地割3番地21 電話・FAX 0197-72-6811
- ③微助人の家 共同生活援助利用定員8名
〒029-5512 西和賀町川尻40地割103番地8 電話・FAX 0197-72-7871



⑰社会福祉法人潤沢会 元気一番館（微助人の家2階）

〒029-5512 西和賀町川尻40地割103番地8
電話 0197-72-7871

事業内容

健康推進事業



医療機関

⑪町立西和賀さわうち病院 (救急告示病院、訪問看護、総合相談窓口)

〒029-5612 西和賀町沢内字大野13地割3番地12

電話 0197-85-3131 FAX 0197-85-3135 (病院事務室)

診療科目／内科・外科・小児科・眼科・歯科・循環器内科・神経内科・整形外科・泌尿器科・耳鼻いんこう科
病床数／一般病床40床

⑫医療法人協和会 さわうち協立診療所

〒029-5611 西和賀町沢内字新町4地割16番地1

電話 0197-85-3101 FAX 0197-81-2121

診療科目／内科・外科・小児科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・心療内科・リハビリテーション科

⑬医療法人社団真心会 佐々木内科小児科医院

〒029-5505 西和賀町湯本30地割80番地8

電話 0197-84-2352 FAX 0197-82-2473

診療科目／内科・小児科

⑭高義歯科クリニック

〒029-5505 西和賀町湯本30地割84番地4

電話 0197-84-2333 FAX 0197-84-2336

診療科目／歯科

⑮社団医療法人康生会 赤坂医院

〒029-5505 西和賀町湯本29地割66番地4

電話 0197-84-2121 FAX 0197-84-2122

診療科目／内科・外科・皮膚科・泌尿器科



⑯湯田歯科医院

〒029-5512 西和賀町川尻40地割40番地64

電話 0197-82-3711 FAX 0197-82-3712

診療科目／歯科



⑰西和賀すみれ薬局

〒029-5612 西和賀町沢内字大野13地割3番地22

電話 0197-72-6688 FAX 0197-72-6689

診療科目／調剤



⑱太陽薬局

〒029-5505 西和賀町湯本29地割70番地22

電話 0197-82-2120 FAX 0197-81-1188

診療科目／調剤



⑲かじか薬局

〒029-5505 西和賀町湯本30地割81番地1

電話 0197-84-2233 FAX 0197-84-2245

診療科目／調剤

